

「第4次佐倉市総合計画前期基本計画（素案）」に寄せられた意見と市の考え方について

(1) 意見募集結果

| | |
|----------|--|
| 意見募集期間 | 平成22年11月 2日から 平成22年11月16日まで |
| 意見募集結果 | 意見提出者数： 8 名 意見数： 57 件 |
| 意見に対する対応 | 意見を参考に案を修正したもの： 5件 原案のとおりとしたもの： 52件 |

(2) 意見の内容と市の考え方

| No. | 提出された意見の内容 | 意見に対する考え方 | 案の修正の有無 |
|-----|--|--|---------|
| 1 | <p>「第一章 基本施策2 健康づくり」</p> <p>「現状と課題」の「生活習慣の改善」の項目で「生活習慣病は、日々の生活習慣の積み重ねが関係している・・・」という文言がありますが、生活習慣病は遺伝によっても発症してしまうこともあるのではないのでしょうか。この文言は差別的に響く恐れがあります。「生活習慣病による症状の進行は適切な生活習慣によって遅らせることが可能で・・・」などの穏当な表現を再考したほうが良いと思います。</p> | 原案のままとします。 | 無 |
| 2 | <p>「第一章 基本施策10 地域医療の充実」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症に対する健康危機対策として他の市町村との連携体制を確立してほしいです。 ・「特定疾患の患者の支援」の項目で「長期に亘り」という字句が出てきますが、「長期にわたり」のほうが良いと思います。また、「新型感染症の流行などの健康危機対応体制の充実」の項目で「新型インフルエンザの発生などが危ぐされています」と出てき | <p>感染症に対する健康危機対策としては、必要に応じて県、他市町村と連携していきます。</p> <p>「<u>長期にわたり</u>」「<u>新型インフルエンザの発生などが危惧</u>されています」と修正しました。</p> | 有 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | <p>ますが、「危ぐ」を「危惧」にして、51 頁の「森林の荒廢が危惧されているため」という文と整合させるべきだと思います。</p> | | |
| 3 | <p>「第二章 基本施策1 自然環境」 「現状と課題」の「佐倉の自然環境の保全」の第一段落に「古くから人の営みと隣り合わせの身近に存在してきたものです」という文言があります。「隣り合わせの身近に」よりも「隣り合わせで身近に」のほうが私には自然に聞こえます。</p> | <p>「<u>隣り合わせで身近に</u>」と修正しました。</p> | 有 |
| 4 | <p>「第二章 基本施策5 防災体制」 防災に対する施策に加えて、災害後の住民の治療体制を確立することも必要です。阪神大震災において怪我がもとで障害を負った人の確認と支援は十分に行き届いていないと言われています。（『震災障害者』兵庫で初の調査、日本経済新聞夕刊「ニュースの理由」、2010年8月23日（月））</p> | <p>ご意見は、今後の業務を進めていくうえでの参考とさせていただきます。</p> | 無 |
| 5 | <p>「第三章 基本施策2 佐倉学」 ・佐倉学の推進の一環として、佐倉の近代行政史の編纂を提案します。京都市では近代の行政史を出版し好評を博しているそうです（「行政史のおもしろさ」、日本経済新聞夕刊文化欄「芸文余話」、2009年12月12日（土））。 ・「地域教材を活用した学習の支援」の項目で、「佐倉学が定着し、息づいたまちとするためには」という文言がありますが、「息づいたまちにするためには」のほうが個人的には読みやすいです。佐倉学推進のために図書館を活用していくことが書かれていますが、資料の専門家・司書の養成にぜひ力を注いでいただきたいです。</p> | <p>今後、業務を進めていくうえでの参考とさせていただきます。 「<u>息づいたまちにするためには</u>」と修正しました。 なお、「第三章 基本施策3 生涯学習」に、課題として、多様化する市民のニーズに対応するため、図書館・公民館職員の資質向上が求められていることを掲げています。第2次佐倉市図書館整備基本計画の見直しを進める中で、各層各年代層のニーズにあわせた図書サービスの研究提供を検討していきます。</p> | 有 |
| 6 | <p>「第三章 基本施策4 青少年育成」 青少年の実態として「規範意識が低い」などが書かれていますが、これらの事柄は年</p> | <p>ここでは青少年育成の観点から取り上げています。ご意見は、今後の業務を進めていくうえでの参考とさせていただきます</p> | 無 |

| | | | |
|----|--|---|---|
| | <p>齢を問わずすべての人にも当てはまることであり、大人に属する人たちのモラルの低下にも何らかの対策が必要です。「近頃の青少年はけしからん」という当の本人こそ周囲に迷惑をかけていることを忘れていません。</p> | <p>す。</p> | |
| 7 | <p>「第三章 基本施策6 学力向上」 基礎知識などを確実に習得させていくという意気込みを支持します。他方で、いわゆる理科離れなど生徒が学問に興味を抱かなくなっています。点数だけでは測れない、生徒の知的好奇心を刺激させるということも教育では学力向上と同じくらい重要です。</p> | <p>ご意見は、今後の業務を進めていくうえでの参考とさせていただきます。</p> | 無 |
| 8 | <p>「第三章 基本施策7 心の教育」 ・道徳の教育は重要です。しかし、常に正解は一つであるとか、もしくは算数・数学のように正解が必ずあるという前提で道徳教育を進めていくのは「思想善導」につながります。開かれた、自由に考えられる道徳教育が実践されることを強く望みます。 ・学校図書を充実させると書かれていますが、正確な現在の状況は分かりませんが、すべての小中学校に学校司書の配置を求めます。生徒の読書相談の専門家が必要だと思います。</p> | <p>ご意見は、今後の業務を進めていくうえでの参考とさせていただきます。 学校図書館司書につきましては、11名を配置しております。学校図書館司書が全校に配置されることにより、図書の管理・紹介・提供などが充実するだけでなく、児童生徒が学校図書館を利用できる時間も大幅に増えるなど、効果は大きいと思います。今後も増員に努めていきます。</p> | 無 |
| 9 | <p>「第三章 基本施策10 スポーツ」 市民17万人がスポーツで盛り上がるために「市民紅白運動会」を提案します。17万人による綱引き、玉入れそして騎馬戦は日本全国から注目を集める壮大なイベントになるでしょう。</p> | <p>ご意見は、今後の業務を進めていくうえでの参考とさせていただきます。</p> | 無 |
| 10 | <p>「第四章 基本施策2 農村環境」 基本方針で「農業体験を通じて市民に農業への理解を深める機会を創出します」と述べられていますが、ホームページでその模</p> | <p>ご意見は、今後の業務を進めていくうえでの参考とさせていただきます。</p> | 無 |

| | | | |
|----|--|-----------------------------------|---|
| | 様や感想を掲載したらよいと思います。 | | |
| 11 | 「第四章 基本施策3 商店街」 商店街振興のため IT を積極的に活用していくべきです。長崎県のある離島のあるお店ではインターネットを活用して商品を販売し、繁盛しているそうです。 | ご意見は、今後の業務を進めていくうえでの参考とさせていただきます。 | 無 |
| 12 | 「第四章 基本施策6 雇用」 財政が厳しい中で雇用増進を図るためには政策統合が必要になってきます。ドイツのフランクフルト市では次のような「省エネ診断サービス事業」を行っています。失業者を職業訓練で省エネ診断士に育成（失業・雇用対策）、貧困家庭を無料で省エネ診断して家庭の光熱費を節減（低所得者層対策）、二酸化炭素排出量も削減（環境対策）、関連して省エネ機器の生産・販売も増える（経済対策）、といった具合です（保母武彦「経済・環境・福祉の『政策統合』、日本経済新聞夕刊『十字路口』、2010年10月28日（木）」）。 | ご意見は、今後の業務を進めていくうえでの参考とさせていただきます。 | 無 |
| 13 | 「第四章 基本施策7 観光」 「基本方針」で人々をひきつけるイベントを開催していくと述べています。そこで「佐倉バロックの日（仮称）」と「田部京子ピアノ公開講座（仮称）」の創設を提案します。前者の「佐倉バロックの日」とは、市民音楽ホールで昨年は「バッハ・コレギウム・ジャパン」の演奏会があり、また今年はトレヴァー・ピノック氏らによるバロック時代の作品を取り上げた演奏会があったことから、バロック音楽の演奏会を佐倉の目玉のイベントにするというものです。後者の「田部京子ピアノ公開講座」は佐倉にゆかりのあるピアニスト・田部京子さんに受講生へのピアノ指導と実演をしていただくというものです。 | ご意見は、今後の業務を進めていくうえでの参考とさせていただきます。 | 無 |

| | | | |
|----|---|---|---|
| 14 | <p>「第四章 基本施策8 歴史・文化」</p> <p>佐倉市立美術館に関しては、魅力的に展示・公開することに努め、購入した収蔵品の目録を作成し市民からの理解を得る努力をし、市民協働で美術館運営を行っていくことが重要になってきます（「所蔵品活用、市民と模索」、日本経済新聞朝刊文化欄、2010年8月21日（土））。</p> | <p>ご意見は、今後の業務を進めていくうえでの参考とさせていただきます。</p> | 無 |
| 15 | <p>「第五章 基本施策4 上水道」</p> <p>耐震化と同様に、停電に強い水道施設を目指してください。また、水は貴重な資源であるので節水への呼び掛けも重要だと思います。</p> | <p>ご意見は、今後の業務を進めていくうえでの参考とさせていただきます。</p> | 無 |
| 16 | <p>「第五章 基本施策5 下水道」</p> <p>「公共下水道事業の安定経営」の項目での「接続率の向上を図り使用料の収入の増や（後略）」という文言は中途半端な感じを受けます。「使用料からの収入の増加」のほうが自然な文です。</p> | <p>原案のままとします。</p> | 無 |
| 17 | <p>「第五章 基本施策6 公園」</p> <p>ごみやペットの糞の放置が目立ちますので市民のマナーを向上させる取り組みもお願いいたします。</p> | <p>本市では、「佐倉市快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に関する条例」により、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民は、自己の生活の場及びその周辺地域の清掃等清潔なまちづくりに資するための自主的な活動に努めなければならない。 2 市民は、相互に協力して地域の快適な生活環境の確保及び美観の保持に努め、自主的にその活動の推進に努めなければならない。 3 市民は、市、事業者及び公共の場所の管理者が行う施策について積極的に協力するよう努めなければならない。 <p>としております。このことから、市民はもとより、市、事業者等も含め、それぞれがマナーを守るよう努める必要があります。</p> | 無 |

| | | | |
|----|--|---|---|
| | | ます。 | |
| 18 | 「第五章 基本施策7 公共交通」 温暖化ガス削減など環境対策の一環として公共交通の積極的な利用を呼び掛けることも重要だと思います。 | ご意見は、今後の業務を進めていくうえでの参考とさせていただきます。 | 無 |
| 19 | 「第六章 基本施策1 地域コミュニティ」 「市民協働について」で「まちづくりに対する市民の意識を高めていく必要がある」と書かれてありますが、市民に住民自治を学ぶ場を提供することが必要かと思えます。地方分権が進み市民主権の時代だと言われていますが、最初から市民が何でもできるわけではありません。市民による自治は小さなことの積み重ねであり、制度として確立していくものだと私は考えます。住民自治を実践するための学習の場を設けることは時代が要請していることだと思います。 | 住民自治に対する理解及びまちづくりに対する市民の意識・関心を高めるため、市民カレッジ、しづ市民大学、各種研修などを通して学ぶ場の提供に努めておりますが、ご意見は、今後の業務を進めていくうえでの参考とさせていただきます。 | 無 |
| 20 | 「第六章 基本施策2 市民活動」 ボランティア、自治会、消費者団体、NPOなどの団体同士の横の関係を作っていき、さらに企業との交流を生んでいく施策が必要です。個人情報にひっかかるかもしれませんが、団体の取り組みなどのデータを広く収集し、一般の人・団体・企業がその団体を知ることのできるようにする環境を整備したら良いと思います。福岡県では「ふくおか発・協働社会づくり」という提言が昨年の3月に出され、現在はNPOと企業の協働を実践していくための方策を策定中だそうです。(石原進「NPOと企業の協働」、日本経済新聞夕刊「明日への話題」2010年11月8日(月)) | ご意見は、今後の業務を進めていくうえでの参考とさせていただきます。 | 無 |
| 21 | 「第六章 基本施策3 人権」 各人の基本的人権を尊重していくことは | ご意見は、今後の業務を進めていくうえでの参考とさせていただきます。諸機関 | 無 |

| | | | |
|----|---|--|---|
| | <p>極めて大切なことです。しかし、時に人権尊重への呼びかけの内容は抽象論になりがちなので、パワハラなど具体的な事象を挙げながら人権対策を講じていったほうが良いと思います。</p> | <p>と連携し、学校、社会教育施設等において市民の理解と共感が得られるような人権教育・人権啓発活動の効果的推進を図ってまいります。</p> | |
| 22 | <p>「第六章 基本施策5 平和」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「現状と課題」の『『平和条例』に基づいた事業を継続実施』の項目で「平和と非核に向けた取り組み」と書かれてありますが、「平和、他国との友好関係、軍縮ならびに非核に向けた取り組み」と加えてみてはどうでしょうか。 ・「核兵器なき世界の実現」の項目で具体的な行動計画が承認されるまでには至っていないとありますが、核兵器は遺伝によって人間に永久に傷を残すことを特に海外にもっとアピールすべきです。 ・小中学生が戦争を学ぶ一環として、広島・長崎・沖縄各県への修学旅行は行わないのでしょうか。 ・市役所では「午後のロビーコンサート」が行われていますが、被爆者への寄付金のための「チャリティーコンサート」を開くことは法的に困難なのでしょうか。 | <p>『『平和条例』に基づいた事業を継続実施』につきましては原案のままとします。そのほかのご意見は、今後の業務を進めていくうえでの参考とさせていただきます。</p> | 無 |
| 23 | <p>「第六章 基本施策6 国際化」</p> <p>「多文化共生の地域づくり」の観点からも英語の公用語化は要請されていると思います。また、佐倉の歴史を活かして、オランダ語を準公用語化するのも地域活性化につながるかもしれません。</p> | <p>ご意見は、今後の業務を進めていくうえでの参考とさせていただきます。</p> | 無 |
| 24 | <p>「第六章 基本施策7 情報発信・市政情報の提供・市民意見の反映」(80頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「施策」の欄で「市政情報の提供に努めます」の項目の「施策内容」で一字スペースができて空いています。また情報の提供の前に情報の収集と管理も問題になります。 | <p>本市は『佐倉市文書管理規程』に基づき適正に管理していきます。</p> <p>「<u>一字スペース</u>」「<u>結果がどうなったのかについて市民の立場からわかりやすく</u><u>なるように</u>」と修正しました。</p> | 有 |

| | | | |
|----|--|--|---|
| | <p>来年4月より「公文書管理法」が施行される予定ですが、地方自治体も行政資料を適正に管理することが規定されています（第34条）。佐倉市では行政資料をどのように管理していくのでしょうか。</p> <p>・「施策」の「市民意見の市政への反映に努めます」の項目で「結果がどうなったのか市民の立場から分かりやすくするため、(後略)」とありますが、「結果がどうなったのかについて市民の立場からわかりやすくなるように」のほうが親切な感じがします。</p> | | |
| 25 | <p>「第六章 基本施策8 行政運営」</p> <p>「スケールメリット」の項目について市町村間で共同事務を検討すると述べられていますが、国政選挙において協力できるかもしれません。</p> | <p>ご意見は、今後の業務を進めていくうえでの参考とさせていただきます。</p> | 無 |
| 26 | <p>「第六章 基本施策9 財政運営」</p> <p>「基本方針」の第2段落で「課税客体」という語が出てきますが、分かりにくい語です。「課税対象」のことでしょうか。</p> | <p>課税客体は租税を賦課する客体となるべき物、行為その他の事実としております。わかりにくい文言につきましては、解説をいれるようにします。</p> <p>原案のままとします。</p> | 無 |
| 27 | <p>「第六章 基本施策10 資産管理」</p> <p>「施策」欄の「公共施設における公民の連携を推進します」の項目における「ESCO事業」とは何でしょうか。</p> | <p>ESCO事業とは、Energy Service Companyの略称で、民間の企業活動として省エネルギーを行い、施設維持管理におけるエネルギーサービスを包括的に提供する事業です。具体的には、省エネルギー改修工事のなかの、エネルギー効率を上げ、維持管理のコスト削減に繋げるものです。わかりにくい文言につきましては、解説をいれるようにします。</p> | 無 |
| 28 | <p>基本施策1 地域福祉</p> <p>基本方針にあるように各種福祉サービスに関する相談窓口の一元化と言う文言を施策にも明示すべきと考える。</p> | <p>No.50とあわせて具体的に検討し、必要に応じて、基本計画の下に位置付けられる実施計画で定めたいえで取り組んでいきます。</p> | 無 |

| | | | |
|----|--|--|---|
| 29 | <p>基本施策2 健康づくり</p> <p>男性、女性それぞれのライフステージに合わせた生涯にわたる健康づくりの支援を充実させることを施策に入れる。</p> | <p>ご意見は、今後の業務を進めていくうえでの参考とさせていただきます。具体的な取り組みについては、必要に応じて、基本計画の下に位置付けられる実施計画に定めたいえで取り組んでいきます。</p> | 無 |
| 30 | <p>基本施策4 子育て</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てに係る経済的負担の軽減に努めます ・ひとり親家庭などの生活の安定と自立を図ります <p>2点の施策は第3次総合計画と全く同じ内容になっている。現在の経済状況を考えると深刻になっている実態があるので、施策に反映させる。</p> | <p>ご意見は、今後の業務を進めていくうえでの参考とさせていただきます。具体的な取り組みについては、必要に応じて、基本計画の下に位置付けられる実施計画に定めたいえで取り組んでいきます。</p> | 無 |
| 31 | <p>基本施策5 子どもの安全な暮らし</p> <p>すべての子どもたちが健やかに育つよう「こども人権条例」の制定を目指すことを施策に入れる。</p> | <p>ご意見は、今後の業務を進めていくうえでの参考とさせていただきます。具体的な取り組みについては、必要に応じて、基本計画の下に位置付けられる実施計画に定めたいえで取り組んでいきます。</p> | 無 |
| 32 | <p>基本施策7 高齢者が安心なまち</p> <p>現状と課題のなかで介護保険に該当しない在宅サービスの維持、充実の必要があるとしているが、施策に入れる。</p> | <p>ご意見は、今後の業務を進めていくうえでの参考とさせていただきます。具体的な取り組みについては、必要に応じて、基本計画の下に位置付けられる実施計画に定めたいえで取り組んでいきます。</p> | 無 |
| 33 | <p>基本施策10 地域医療の充実</p> <p>救急医療現場の崩壊を防ぐため、市、市民、医療機関三者が連携できる取り組みを行うことを施策に入れる。</p> | <p>ご意見は、今後の業務を進めていくうえでの参考とさせていただきます。具体的な取り組みについては、必要に応じて、基本計画の下に位置付けられる実施計画に定めたいえで取り組んでいきます。</p> | 無 |
| 34 | <p>基本施策11 介護サービス</p> <p>経済的な理由、認知症などにより介護保険サービス利用につながっていない高齢者の問題への取り組みが必要。施策の中に、民生委員や医療機関との連携、介護保険の理解を深める施策を入れる。</p> | <p>ご意見は、今後の業務を進めていくうえでの参考とさせていただきます。具体的な取り組みについては、必要に応じて、基本計画の下に位置付けられる実施計画に定めたいえで取り組んでいきます。</p> | 無 |

| | | | |
|----|--|--|---|
| 35 | <p>基本施策12 国民健康保険、後期高齢者医療</p> <p>施策内容で国民健康保険税の運用で徴収率の向上、滞納処分の実施を具体的に上げているが、まずは当事者への相談・支援などの取り組みが必要。</p> | <p>ご意見は、今後の業務を進めていくうえでの参考とさせていただきます。具体的な取り組みについては、必要に応じて、基本計画の下に位置付けられる実施計画に定めたいえで取り組んでいきます。</p> | 無 |
| 36 | <p>基本施策13 生活困窮者救済</p> <p>生活保護を受ける世帯だけではなく生活困窮者への相談・支援体制の充実としているが、施策の内容に民生委員との連携で、地域に向いて困窮者の把握をするなど、具体的な取り組みを明示する。</p> | <p>ご意見は、今後の業務を進めていくうえでの参考とさせていただきます。具体的な取り組みについては、必要に応じて、基本計画の下に位置付けられる実施計画に定めたいえで取り組んでいきます。</p> | 無 |
| 37 | <p>高齢者、障がい者、子どもなどだれもが集える交流の場づくりへの支援を施策に入れる。</p> | <p>ご意見は、今後の業務を進めていくうえでの参考とさせていただきます。具体的な取り組みについては、必要に応じて、基本計画の下に位置付けられる実施計画に定めたいえで取り組んでいきます。</p> | 無 |
| 38 | <p>基本施策1 自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針として「地下水・湧水をはじめとする地域の水環境に関する現況調査を実施し、将来にわたる保全・活用のための対策に取り組む」「環境保全に取り組む市民団体等と連携し、自然環境の保全を進める」を入れる。 ・施策として「水の総合計画策定に取り組む」「市民団体等と連携し、自然環境の保全を進める」を入れる。 | <p>ご意見は、今後の業務を進めていくうえでの参考とさせていただきます。具体的な取り組みについては、必要に応じて、基本計画の下に位置付けられる実施計画に定めたいえで取り組んでいきます。</p> | 無 |
| 39 | <p>基本施策3 生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策として、ごみの減量化、再資源化など排出抑制はあるが、ごみになるものを買わない、貰わないなど発生を抑える取り組みを入れる。 ・健康被害防止のため、農薬、殺虫剤の安 | <p>ご意見は、今後の業務を進めていくうえでの参考とさせていただきます。具体的な取り組みについては、必要に応じて、基本計画の下に位置付けられる実施計画に定めたいえで取り組んでいきます。</p> | 無 |

| | | | |
|----|---|---|---|
| | 易な利用をしないよう市民への啓発を行うことを施策に取り入れる。 | | |
| 40 | 基本施策5 防災体制 災害時の対応として高齢者や障がい者など災害時要援護者の把握や支援が必要なので、施策に入れる。 | ご意見は、今後の業務を進めていくうえでの参考とさせていただきます。具体的な取り組みについては、必要に応じて、基本計画の下に位置付けられる実施計画に定めたいえで取り組んでいきます。 | 無 |
| 41 | 基本施策7 消費生活・相談 「市民が気軽に相談できるまちにします」の施策内容は第3次総合計画と全く同一。多重債務問題、認知症の高齢者など、今後ますます多様化する消費者問題への対応のための施策を入れる。 | 施策「安心な消費生活を送れるように努めます」の施策内容の「消費者トラブル」を「 <u>多様なトラブル</u> 」と修正しました。ご意見は、今後の業務を進めていくうえでの参考とさせていただきます。具体的な取り組みについては、必要に応じて、基本計画の下に位置付けられる実施計画に定めたいえで取り組んでいきます。 | 有 |
| 42 | 基本施策1 教育の主役と基本施策8 地域のなかの学校 両者の関係は開かれた学校づくりという点で共通している。同一の基本施策として取り組んでいくべきと考える。 | 基本施策1については、教育全般への市民参加、基本施策8については、学校への市民参加としていることからわけております。 | 無 |
| 43 | 基本施策7 心の教育 心を育てる学習として道徳教育の充実を上げているが、一人一人が大切にされ、誰もが人として尊重されることが基本となる人権教育こそ重要、施策としてしっかりと取り上げる必要がある。 | ご意見につきましては、今後の業務を進めていくうえでの参考とさせていただきます。必要に応じて、基本計画の下に位置付けられる実施計画に定めたいえで取り組んでいきます。 | 無 |
| 44 | 学校教育での道徳教育の推進、品格と規範意識を育てるために学校教育に佐倉学を位置付けるなど「心の教育」に重点が置かれる施策が多いが、市の役割として一層の教育環境の整備や相談体制の充実などが必要である。 | 教育環境の整備や相談体制につきましては、一層の充実に努めます。必要に応じて、基本計画の下に位置付けられる実施計画に定めたいえで取り組んでいきます。 | 無 |
| 45 | 基本施策7 観光 観光行事の充実として新たなイベントの検討を上げているが、これまで行ったイベン | ご意見は、今後の業務を進めていくうえでの参考とさせていただきます。具体的な取り組みについては、必要に応じて、 | 無 |

| | | | |
|----|---|---|---|
| | トの総括をしっかりとできたのか疑問。イベントの開催については周到な準備と明確な目的を持って行うべきと考える。基本施策8の課題で取り上げているように責任を持って観光行政を行う体制の整備が必要。 | 基本計画の下に位置付けられる実施計画に定めたうえで取り組んでいきます。 | |
| 46 | 基本施策1 都市計画 施策「市民によるまちづくりに努めます」の中に、まちづくりの基本となる市独自の基準や市民参加の仕組みを盛り込んだ「まちづくり条例」の制定を市民参加で取り組むことを入れる。 | 原案のとおりとします。 | 無 |
| 47 | 基本施策3人権、基本施策4男女平等参画、基本施策5平和 これらはすべての施策の根幹になるものとする。市民への取り組みが中心になっているが、学校教育、職員研修など幅広い層に対する取り組みが必要。 | 人権尊重、平和につきましては、第3次総合計画においては、Ⅲ章の教育の分野に位置付けていましたが、第4次総合計画では、男女平等参画とあわせて、Ⅵ章に位置付け、市民とともに地域の絆をそだてる行政運営と位置付け、すべての施策の根幹となるものとして、取り組んでいきます。 | 無 |
| 48 | 基本施策7 情報発信・市政情報の提供・市民意見の反映 施策「市民意見の市政への反映に努める」としているが、意見を集める手法について言及していない、パブリックコメントなど従来の方法だけではなく、有効な方策を具体的に検討する必要がある。 | 意見を集める手法の見直しにつきましては、今後の業務を進めていくうえでの検討課題とします。必要に応じて行政改革の項目として、定めたうえで具体的に取り組んでいきます。 | 無 |
| 49 | 基本施策8 財政運営 税収増が見込めないなかでの財政運営の厳しさを指摘しているが、補助金や公共事業の見直しを取り上げていない。すべての事業の見直しを行うべきと考える。 | 補助金や公共事業の見直しにつきましては、今後の業務を進めていくうえでの検討課題とします。必要に応じて行政改革の項目として、定めたうえで具体的に取り組んでいきます。 また、事業につきましては、行政評価を行ったうえで、必要に応じて見直しを行います。 | 無 |

| | | | |
|----|---|--|---|
| 50 | <p>基本施策 1 1 市民サービス</p> <p>施策内容では行政の窓口の見直しを上げているが、相談窓口として地域福祉、高齢者、子育てなど各種の相談窓口がある。最初に市民が利用する総合相談窓口を設置し、その後、各種の相談窓口につなぐようにする。</p> | <p>No.28 とあわせて前期基本計画期間中の検討課題であると考えております。</p> | 無 |
| 51 | <p>主な基本計画の問題点を挙げましたが、全体を通して言えることは、市民にとって住んでいてよかったと思えるような施策を行うというよりも、市民協働として市は支援していきますという姿勢が色濃く出ている計画です。また、前回の第3次総合計画と変わらない施策になっている第6章の市民協働、市民活動などがあり、他にも同様のものが散見されました。継続性を担保していかなければならない施策があるとはいえ、前回の計画の検証を行って策定しているとは思えない内容のものがありました。</p> <p>計画策定の手法について多くの市民が参加し、多様な意見を反映した計画づくりを提案してきました。しかし、そのような方法では作成されず、市が主導して作った結果が表れている問題の多い計画ですが、上記のような提案をいたします。また、同様に、市民参加が不十分なまま策定された自治基本条例については、第4次総合計画に位置付け、作りなおすべきと考えます。</p> | <p>ご意見は、今後の業務を進めていくうえでの参考とさせていただきます。市民参加手法などの具体的な取り組みについては、必要に応じて、基本計画の下に位置付けられる実施計画または行政改革に定めたうえで取り組んでいきます。</p> | 無 |
| 52 | <p>この内容は、計画でもなんでもない、スローガンである。～につとめます。～をはかります。では評価できるのですか？このような内容が従来から踏襲されているとしたら、市民の多くが述べているように、結果の評価など出来ない。所謂、P, D, C, Aが廻らない、P, P, P, の世界で仕事(?)をしてい</p> | <p>評価につきましては、基本計画の下に位置付けられる実施計画とあわせて評価を行います。</p> | 無 |

| | | | |
|----|---|--|---|
| | <p>るなんとも楽しい業務である事が分かる。</p> <p>従って、結果の良し悪しが分からない、評価できないのであるから、責任もないことになる。計画とは、①評価できるメジャーがあり②時系列で方策が展開され、③責任部署が明確になっていなければ計画とはいえない。</p> | | |
| 53 | 別表 (No.53) 意見 | <p>貴重なご意見をありがとうございます。</p> <p>ご意見は、今後の業務を進めていくうえでの参考とさせていただきます。</p> | 無 |
| 54 | 別表 (No.54) 意見 | <p>貴重なご意見をありがとうございます。</p> <p>今後、業務を進めていくうえでの参考とさせていただきます。</p> | 無 |
| 55 | 別表 (No.55) 意見 | <p>貴重なご意見をありがとうございます。</p> <p>ご意見として、今後、業務をすすめていくうえでの参考とさせていただきます。</p> <p>基本計画は総花ですが、基本計画の下に策定する実施計画を定め、具体的な実現に向けて取り組んでいきます。</p> <p>また、具体的な実現にあたっては、縦割りにならないよう横断的に取り組んでいきます。</p> <p>定住人口の維持につきましては、大切なことと認識しております。そのため、佐倉市に住んでいる方々を大切にしていきたいと考えております。</p> | 無 |
| 56 | 別表 (No.56) 意見 | <p>貴重なご意見をありがとうございます。</p> <p>今後、業務を進めていくうえでの参考とさせていただきます。</p> | 無 |
| 57 | 別表 (No.57) 意見 | <p>貴重なご意見をありがとうございます。</p> <p>具体的な対応につきましては、基本計画の下の実施計画などに位置付けていきます。</p> | 無 |

別表 (No.53) 意見

1. 本来この前期基本計画素案は、基本構想の審議の時に同時に提出し、審議すべきものではなかったのか？公募委員の多くは、基本構想が抽象的すぎて、彼らが主張したかったものが具体的なものであるため、審議から外されてしまい、意見が続かないようにされてしまったきらいがある。ところが、構想素案と計画素案がこのように同時にパブコメにかかるわけだから、その点からいえば、公募委員は、コーヒーを入れない、クレープを飲まされたようなものだと言える。

2. 基本構想を含め、第3次のもものと比較して、大項目が変更されたり、小項目が細分化されたりしたが、内容の基調は大きく変わっていない。本来は、各章ごとにコメントをしたいが、意見は簡潔に述べよということなので、4点に絞って述べる。

3. 子育て：片親家族（母子・父子）は言うに及ばず、夫婦でも今や共働き家庭が当たり前の家族形態になったしまった。こうした社会状況の中で、今いる人も含め、働き世代に佐倉へ来てもらいたいのであるならば、保育園の増設・拡充が当然の優先施策になるはずである。第3次の時も同様の趣旨が謳われていたにもかかわらず、過去数年間、議会傍聴をしている限り、保育園待機幼児が無くなったという執行部答弁を聞いたことがない。それどころか、白銀にも新保育園が出来、臼井にもできると言うのにまだ待機幼児がいるという答弁。こうした状態がいまだに解決できないのは、本気になって佐倉市に若い世代が移転してもらおう気がないのではないかと疑わざるを得ない。

4. 高齢者施策：働き盛りの人にとって負担になるのは、子育てとともに親の面倒をみることである。親が元気であれば、若夫婦は社会のために一生懸命働き、子供を育て、税金を納めることができる。そうなれば、市としても大歓迎である。ところが、不幸にして親に障害が起きると状況は一変する。その障害が日常生活を維持できないほどになると、問題が大きくなる。そうした状況を救うために特養などの施設の整備が必要である。第3次にも高齢者施策が謳われていたが、ここ数年の議会傍聴では、特養への待機高齢者が約600人と殆ど変わっていない。数合わせではなく、純減になる施策が必要である。

5. 農業について：今回の内容と第3次の内容を比較すると殆ど差がない。第3次の10年間で今のよう状態になってしまったのに、果たしてこの様な施策で何が出来るのだろうか。この部分は産業振興条例にゆだねるとしたら、考え方が間違っていると言うしかない。産業としての農業部分は産業振興条例の議論でもよいが、地域社会の再生としては、ここで扱うべきであり、そうした視点が必要となる。

6. 産業振興について：この部分も第3次と殆ど内容が変わらない。執行部の考えには大企業誘致の根深い思い込みがあり過ぎる。基本構想の意見にも書いたが、川越では大企業誘致以上に地場産業を重視している。地場産業は観光産業にもつながり、佐倉と周辺地域との連関が深く、広くなる。同時に、単なる外部委託を進めるのではなく、市内の若い人たちにプロジェクトをコンペにかけて、育成するという方法も必要である。とりわけ、議会の中継や審議会の中継などをIT化するといったようなもので。公民館の省エネでも同様のことが言える。複数の業者が連携してコンペに参加する。中央公民館を外部委託したことは、その可能性を掴まんでしまったと言える。

別表 (No.54) 意見

基本施策 2 (地球環境)

地球温暖化が温室効果ガスによるという従来の定説は世界的に揺らいでいる。不確定な原因を取り除くために、市民生活を拘束したり、効果の薄い政策に税金をつぎ込むのは止めて、市民生活の底上げ、就学、若年世代の就労援助のために使うべきだ。

基本施策 3 (生活環境)

いまだに、大量生産、大量消費、大量廃棄の生活が続いているとの記述は、市民生活の実態の認識不足も甚だしい。厚生労働省公表の「国民生活基礎調査」によれば08年の世帯平均所得は547万5千円と、ピーク時の94年と比べ116万円7千円も下がっている。平均より所得が低い世帯は61.5%にものぼり、全体の2割に達する高齢者世帯の平均所得は297万円だ。現在の生活状況を苦しいと感じる割合は58.1%と86年以降最高となったとある。大量消費、大量廃棄など今や遠い過去。市民は節約に努め、無駄な消費をしている余裕などない。供給が需要を上回りデフレ経済にある。

それに加えて、円高、輸出不振で、世界からも、また政府も内需拡大に力を入れ、消費の下振れリスクの懸念がある。現実経済の認識のないまま過去の固定観念の言葉がならび、新たな発想が無い。根本的に廃棄物を減少させるには、拡大生産者責任で、製造段階からの環境に配慮した製品作りをすることだ。それを国に進言するのが、地方分権で対等となった自治体の役割だ。出口で負担の押し付け合いをしていても解決はない。

(佐倉学) 基本施策 2

佐倉学は個人の自由な探求の対象で十分。子どもたちにはもっと世界に目を向け、自己表現や自己主張、批判精神や好奇心を発揮できる教育をすべきだ。

(観光) 基本施策 7

観光依存は滅びの道。夕張市もしかり。泉佐野市もしかり。身の程をわきまえ、お国自慢のような郷土愛の押し付けはやめるべき。一箇所に一生住むという昔の時代とは違う。観光やイベントは一過性のもの。ごみを増やし、排気ガスも増え環境によくない。

現在のような商業圏を次々と作る乱造の都市計画では腰を据えた町並みは形成されな
い。散策してみたくなるまちづくりが継続的に訪問者を生み出す。

イベントや著名人の講演会に限りある税金をつぎ込まず、佐倉で子育てしたいと思える
施策に税金を使うのが生きたそして将来のためのお金の使い方だ。

(自然環境) 基本施策 1

佐倉市に残された谷津や周辺の自然は市民のNPOに手入れを任せたり、学校の環境学習として子どもたちに利用のアイディア募ればよい。税金で人手をやとってまで手入れをするのは、自然環境には迷惑だ。自然はそのまま、ネイチャー・ミュージアムだ。

別表 (No.55) 意見

「過去 10 年間で今後 10 年間の大きな違いは、かつて経験したことのない人口減少時代に入ったこと、従って当然歳入は減り財政的には苦しくなる」という書きぶりでは「基本構想」「基本計画」だが、具体的な施策の方針を見る限りにおいて前段で市民へあおる危機感とは齟齬を感じるような旧来型の縦割り総花的な内容だ。

人口減少→歳入の減→市の活力低下というステレオタイプの発想から抜け出せない。だから、いかに人口減少を食い止めるか、税金を落としてくれそうな企業に来てもらうかという他力本願の施策になる。人口減少になった自治体はいつの時代にもあり、それら自治体が衰退の一途だと決めつける発想こそパラダイムシフトすべきだろう。

人口が減ることで環境や生活にかかる負担がどの程度軽減されるのか、暮らし方の新たなスタイル提起していくこと、それこそ「歴史・自然・文化」のまちと謳うのならプラス要因としての発想の転換が求められる。

全体的に拡大志向のまちづくりからの脱却をどうはかるのかのビジョンが全く欠如していないか？いやむしろ「昔の夢をもう一度」という「産業振興策」「企業誘致策」にとどまっている。

基本的な人口の予測についても、これまでと同じ発想の分析しかしていない。

人口構成の内容を分析してもらいたい。

どういう人たちが多く住むことになるのか？分析は年齢層の違いだけである。

総合計画策定の前年度の基礎調査の人口データとの比較で、総数としての人口は、減少だが、増えていく層がある。「高齢者」これは計画の中で盛んに指摘しているが、そのほかに「障がいをもつ人」「外国籍」の人たちは、総人口に占める割合がおそらく 1.5 から 2 倍になるだろう。これを「民生費」の増で困ったことと捉えるのか？

ここからどういうまちづくりを模索していくか？で大きく施策が変わる。

ところが、相変わらず「障がい者への啓発」とか「国際交流」という従来からの施策の繰り返りで、まちづくり・地域づくりにまで踏み込んだ方向性が示されない。

根本的な問題は、総花・縦割りの章立てに象徴され、施策横断的な発想がないことにある。

高齢者・障がい者・外国籍の方たちが地域でともに暮らせるまちづくりに欠かせないサポート事業を地域の人材活用と絡めたコミュニティビジネスとして転換させるための大胆な支援とマネジメント体制を行政は行うべきではなかろうか？

それには「地域内循環型経済」→地元で働き地元で消費するための仕組み作りを行うことが必要だ。サポートが必要な方たちを支援し、ともに暮らすための仕組み作りには行政として何ができるのか？支援事業が地元での雇用施策としてあるいは地域コミュニティの振興策として持続的に安定して運営するための仕組みをどう構築していくのか？

「福祉」部門「教育」機関との連携、あるいは空き店舗活用など産業振興との関わりも生まれてくる。あるいは環境保全と観光をセットにしたエコツーリズムは、印旛沼が広がり、谷津田が多い佐倉では体験学習型の昼間交流人口の増につながるだろうし、地域総合型スポーツの振興と合宿所整備は若年層の長期滞在を促すだろう。耕作放棄地対策や里山保全是、これも滞在型の農業体験や里山の守人事業という形で

新たな事業を提案する団体を巻き込んでいくことができる。アイデアはおそらく市民活動団体から様々寄せられるのではないかと。佐倉市が他の自治体より一歩進んでいる点は市民活動が盛んなことである。行政はそれら市民活動をコミュニティビジネスとしてどう施策に取り込んでいけるのか？真剣に考えるときではないか？人口減少時代における新たな生活スタイルの提案となる。

税収の減少→経常経費の削減→職員人件費の削減つまり職員減、結果、仕事は増えるが職員は足りず、まじめな職員ほど精神的にも身体的にも追い詰められていく。非正規職員を劣悪な処遇で使うということが行われ、職員の意欲も含めて「公共サービス」の「質」が危うくなっている。

ここも発想の転換をしてもらいたい。役所は市の一番の大企業ではないか？

できるだけ市内に住んで市民としても地域の活動に関わり、公平公正な行政サービスを行うため現場からの視点を持った職員力を活かせるような仕組みをつくる必要がある。

約 1000 人の正規職員には市内に住むためのインセンティブをもうけること、非正規職員のほとんどは市民であることからその賃金や待遇を改善し、有能な人材を募り、安定的に高いサービスを提供できるようにすることが、多少増加する人件費以上の付加価値をつけることになる。新たな転入者を増やすことは自治体間競争の中で難しいのが現実だ。むしろ今いる市民を大切にすの方策へとシフトすることが持続可能で住み続けたいまちづくりになるはずだ。

同じ発想で業務委託に対しての労賃を底上げする施策が求められる。佐倉市は全国の同規模の自治体に比べると財政的に余裕がある。その税財源のほとんど 90%以上が個人市民税であり法人市民税はわずか数%にすぎない。個人所得にかかる税金で潤ってきた自治体である。裏を返せば個人所得が低くなるほどに税収は少なくなる。地域の中で、余裕をもって暮らしていける賃金が保障されることはひいては地域の消費力を高め税へと還元される。大手企業の誘致策に年間 1 億円以上の税を使うのなら、別な発想で地域経済を立て直す施策を行うよう発想の転換をすべきである。

別表 (No.56) 意見

| テーマNo.1 第4次基本計画の概況：此の10年の特色 | | |
|-----------------------------|---|---|
| (1) 概況特色 | <p>・下記が予想され(特に人口動態的に 構造的問題として浮上)前半5年間は 構造的抜本的解決のための 猶予を許さない計画の試験的实施時期と考えねばならない。</p> | |
| (2) 対応取り組み着手 | <p>① 1 地方自治体の能力を超えた課題であり 無視し眠った形の得意な自治体の行動基準は変革せねばならない。</p> <p>② Master-planがそれだと云うが 財政も考えずの具体的方策のない 総花企画を排除し先ず定年の団塊世代を取込み 官民協働で 前半期に 試験的呼び企画活動をせねばならない。</p> <p>選択と集中が求められよう。</p> <p>③ 以上の課題は 能力のある者しか取組めず難度の高い課題で(それでも成功は難しい)</p> <p>適任者を見つけ育てて行かなければならない。 課題に己の能力の限界を知り謙虚でなくてはならない。</p> | |
| 要素種別 | 前半5年間 | 通期10年間 |
| 人口 (団塊世代) (少子化) | (A)現役世代の提言と(B)年金層の通増 以下影響を齎す | 左記の通り |
| | (C)団塊の世代の定年と地元定着 市民地域活動期間の縮少(約5年 それ以前は10年)今後定年層の活躍期待薄す | 団塊世代以前が死亡し 数多い団塊世代で定年 高齢層は数的に維持されるが 終わり頃から減少し 人口通減時代に入る |
| | (D)現役世代以下の通減(少子化の進展) | 地域にとって重い負担になる |
| 福祉医療 | (C)高齢者福祉 医療費の通増(財政の逼迫化始まる) | 地域にとって重い負担になる |
| 都市問題 (再生) | (E)過疎化 限界集落化の兆しが見えてくる?(都市問題化) (E-1)現行過疎化集落の訪問Service化(E-2)Compact City化 | 段階的に始まる |
| 生活 | (F)買物、交通難民の存在の始まり (公共支援交通の必要性) | 現実化し大きな問題となる |
| 地場経済 | (G-1)消費需要の通減 商業から始まる市場規模少状況開始 | 規模の一層縮小 構造的不況化 |
| | (G-2)新規場産業の試験的取組みの開始 | 一層の進展 拡大化 |
| 農業 | (H)農家農業の終業化が現実化し 上記地場経済への影響化 | 地域農業終業 経済影響甚大 |

| | | |
|-------------------------------------|--|----------------|
| 財政 | (I)市民所得の逓減 財政の縮小 逼迫化の始まり | 大きな地域の基盤的課題になる |
| 地域雇用 | (J)以上から 地域雇用の一層の縮小の始まり 経済影響化 | 大きな地域の基盤的課題になる |
| 人材養成 | (D)地域人材の養成(地域の振興は 幼少期からの人材養成) | 一層の進展 |
| 環境 | (K)地域の環境の改善 生物多様性の保全 観光化への取り組み | 一層の進展 |
| テーマNo.2 前期基本計画 全体に就いて[選択と 集中(絞り込み)] | | |
| (1) 選択と集中 | 前表の如く 前半5年を 各事態の進む 後半5年の課題探し 人材探し 理想的取組みの仕組み 組織模索の時期と考えるべきであるし 最難度の高い課題であると 考えねばならない。 総花羅列を止め 今後厳しい財政状況を考え 選択と集中で 課題とProjectを絞らねばならない。 | |
| (2) 人材の発掘 | 全てが構造的問題で 未来課題であり 複合性を有した難度の高い課題であるので 自治体で全てを賄おうとせず 市民の中 必ずしも 佐倉市民 千葉県民である必要は無く人材探しが極めて重要である。 | |
| (3) 以下の記載 | 長くなるので また K/H部分もあり 詳細はMaster-plan分野であるので 主題とか方向性の記述に留める。 | |
| テーマNo.3 (I) 保健、福祉と 子育て、子育て環境の充実 | | |
| C-1) 福祉医療健康づくり支援策 | 財政の逼迫化もあり 医療費の逓増を避けるべく 予防eg.体操 Walking等を盛んにする。 定期 定時的地域訪問を実現 西洋医学の不得手の分野 東洋医学の得意な分野を定め 鍼灸等の普及を考える。 | |
| D-1) 出産、子育て世代誘致策 | 西洋で人口増を考え 出産 子育て世帯を 安価に住め 出産 子育て(ち)の経費を含めた 地域の誘致振興策を立て 若年世帯の増加を図る。 提案数題あり。 | |
| D-2) 地域の子育て策 | 佐倉市を子育ての街とし 保育を含む各種支援策を立てる。 提案数題あり。 孤立無援の核家族を支援する地域Communityの参加が大事。一部実践中。 | |
| C-2) 高齢者支援策 | 当問題で 都市再生の一部の問題が起こり 下記のいずれかを検討せねばならない。 課題は ①食事、買物Service ②医療、介護等福祉Service である。 ことから辺が街づくり観点では 都市再生の最大主題である。 | |
| E-1) 現居住屋継続活用型 | Sweden等を見るとTotal Costs面 老人の自宅継続居住希望で 代行 訪問配達で対応する形。 | |
| E-2) | 聖隷並びに東邦両病院の周辺に 老人 身障者等の生活弱者の 共同住宅を | |

| | |
|----------------------------------|--|
| 医療機関を核とするCompact City型 | 建設し 其処で 上記Serviceを受けるCompact City型。 尚 このような場合(大変難しいが)持家rehomeし 人に貸しその家賃で 共同住宅に入居するような 地域住宅循環Systemsを構築し 住宅産業を再生したい。 |
| C-3/D-3) 相互扶助型のCommunity建設 | (1)少子高齢化を迎え 扶助の必要な核家族でなる①地域の老人 身障者等の生活弱者 ②若い子育て家族を支援する「地域相互扶助型Community」を構築します。 (2)支援側 被支援側を会員化した「相互扶助組織」を創り ①実費払い(50%位)と②時間支払い (50%位で 支援者が高齢化した時に使える「Community Money」制度を導入する |
| C-3) 高齢者の生き甲斐(含障害者) | (1)先ず集える拠点を創り ボランティア 農業 園芸も含む広範なものの生き甲斐を基としたSlow Lifeな活動を支援します。(費用個人持ち) (2)特に ボランティア 社会奉仕活動を重視します。 集い得る拠点として家屋施設でなくして 商店街 西部自然公園のような屋外施設も創り また指導、Coordinators役を配置するし 交通弱者のための 後述する交通Serviceも備えます。 |
| C-4) 障害者の雇用 | 上記 (C-3)活動にも 以下の事業の中に 働く場所を創ります。 |
| C-5) 地域医療の充実 | 予防型健康づくり 体を動かすこと等のSystems創りを行います。 |
| C-6) 生活困 者対策-幼児期の指導 | (1)対応雇用を見付け創り 職業訓練で知識 能力アップを図ります。 (2)デンマーク型の児童期の落ちこぼれを避けるべきで その努力を図ります。個人も市全体も幼児期教育に金を掛け 落ちこぼれ生活保護を減らし Total Costs として費用を減じます。 |
| No.4(II)(F)自然環境の保全 (G)安全な生活環境の確立 | |
| F-1)印旛沼の浄化実現 | (1)印旛沼の浄化は 県が担当しているが 無為無策であり 矢張り印旛沼に接している佐倉市が動かないと 浄化は進まない。 |
| F-2)地域環境の全体構想の策定 | (2)沼の水深が浅いことを利用して 動力 燃料の不要な生物捕食Systemsで安価に情が実現できる方法(嘗ての水道製造方式)を見付けたので また浄化水を納め 水道浄化費用を得て(「売水」で費用を捻出する)方法で 印旛沼の浄化を実現する。 (3)印旛沼を終点として西部自然公園を核とする 地下水を含む佐倉「緑と水循環構想」を樹立し 生物多様性を含む保全活動を推進すべきである。 (4)その中で①雨水の側水から太平洋に流すこと無く 地下水として②また有機冬季湛田で 地域の水資源保全発想と ③下水装置無く汚水の直接放流を 放流箇所浄化し流す全域の下水Networkの構築も目指すべき。 |

| | |
|-------------------------------|--|
| | (5)因みに上記(2)は 県と環境財団の立会いの下で実験し 数値的にその有効性を目撃 認知して貰っている。 |
| No.5(Ⅱ) (L)防災体制が整備された街づくり | |
| L-1)防災マニュアルの作成 利用と防災体制 | (1)①防災時の対応のManualづくりと②防災関知 通報管理 Systemsの構築と (2)①日ごろからの発生時の住民対応のManualづくりを行い また③発生時の老人等弱者救済のための日常居所明示 在宅者人数の 防災情報のInternet上の確認 systemsの構築を図る。 |
| No.6(Ⅲ) (M)教育の充実 (N)Sportsの振興 | |
| N-1)人材養成の街づくり | (1) 佐倉藩、廃藩時の西村 茂樹 倉次 亨等 先人の精神を受継ぎ 人材育成の街としたい。人材こそ佐倉の資産 宝であるから。 (2) それには ①現在の旧態依然とし機能しなくなった 公教育抜本的改革を目指す。オランダ イエーナ教育方向性 そして②地域の関わるCommunity School の導入を図る。 ③更に 放課後 土日祝日のこどもの自然の遊びを 各学校区毎に設ける。 (3) Spotsだけでなく 凡らゆることに興味を持って貰うべく 各種学校を解説する。 (4) こどもに地域に愛着を持って貰い 良き成人になって貰うべく こども議会 こども議員 (5) 教師の採用を 新卒より30歳位の社会経験を積んだ社会人を採用する形を採る。 (6) 学習環境の整備としてOpen教室の導入を図るべきである。 (7) 前述の落ちこぼれを出さない 児童期の学力増強を図ること。 (8) こどもの成長を考え こども留学制度を導入する。 (9) 心の教育は良いが それよりも団塊世代の子(こども達の親)偏差値世代はかなり問題があり)現在のこども達は 親の影響で日本民族の気質を継承しない異星人となっており その是正教育が急務であるし また小 4迄に培われる 大脳情報経路判断力が不備でこの欠如が 友達遊びの出来ない子に加え 引きこもり 苛め 長じて事件に至ると思っており 遡及形成出来ないこの大脳生理学観点の回路形成を 必要時期に確立する子育てを地域で促進 充実する必要が 極めて大事であると思う。 |
| C-7)市民大学の公費負担の中止 | ・社会人の教育の公費負担は 財政難なので停止すべきであり NPO等で自己負担で実施すべきである。 |
| N-2)家庭教育力涵養 | ・先述のように親が駄目なら こどもが駄目になるので 懐妊時 高校時に |

| | |
|---------------------------------|--|
| | 社会教育と合わせ 子育て 常識教育を行うべきである。 |
| No.7(IV)(G)産業経済の活性化 文化、芸術、観光の充実 | |
| IV)地場経済の活性化 | <p>(1) 商店街、企業の活性化 企業誘致の促進等は 現状を認識しない項目建である。</p> <p>(2) そもそもの不景気 不活発の原因は 人口数が減り老人が増えた結果の地場消費市場の縮小に起因する。郊外大型SCも影響を受ける程で益々不活発は一般化するのには必至である。現在大手企業もとことん迄従業員を減らし また製造業は 円高で工場の海外移転で 国内雇用は 遜減の一途であることを認識せねばならない。</p> |
| C-8)老人需要の喚起 | <p>(1) 老人の購買を促進するため 老人向け商品の取揃え 御用聞き、配達 Serviceの徹底買物等輸送Serviceの充実がCostsは掛かるが必要であろう。特に老人向け食事宅配Service 近地観光Service等の充実しか 需要を伸ばす手だては無い。前述の(E-1)過疎化集落の訪問Serviceの強化である。</p> |
| E-2)高齢化 居住移り 住み化 促進 | <p>(2)都心住宅が安くなり 地元住宅 宅地が無価値化する中で難しいが 嘗て昭和30年頃提唱された 武蔵野市?の市民 高齢化に伴う 住居変遷による 不動産市場が創造出来れば 佐倉市としては 大きな Businessに成り得るが・・・これは 自宅を rehomeし若い世帯が住み その家賃で 新たに共同住宅に住むようにSystem化が出来れば可能となるが 前述(E-2)Systemである。それには人口減の中 佐倉市では 老人を大事にし 福祉 介護の別の 老人増加による財政負担問題があるが・・・</p> |
| H-1)農業観光と寺社仏閣観光 | <p>(1) 農業体験と 谷津田の治癒力を活かして農業体験や</p> <p>(2) 寺社仏閣での座禅 講和等の生き方模索Tour</p> |
| ・霊園産業 | ・都民対象の霊園の産業化 |
| H-2)農業 地産地消の促進 | ・Food Milage観点の地産地消の促進 道の駅 車両巡回販売 農地販売等で農家の地域宛販売を図ること。 |
| F-1)印旛沼の浄化実現 | ・前述の印旛沼汚水浄化と 浄化水活用の淡水魚魚類の養殖。将来は世界的に水不足であり 高度技術の産業集積を目指す。 |

別表 (No.57) 意見

1. 79p 市民意見の反映について

①各種審議会、委員会、懇談会などの委員の選任および公募委員について

1) 市の推薦・選任委員による委員の固定化・長期化を防ぐために、他の委員会などとの兼任・重任、再任・更新などを続けて長期に就任すること、いろいろな委員会を時期を異にして「わたる」ことのないように、素案に盛り込んでください。継続性や持続性を保つのは事務局職員並びにせめて再任により1・2名が残るようなシステムで十分引き継ぎはできるはずと思える。実態を見ると、少数の特定の人々が様々な委員会などに長期で選任されることによって、行政との癒着、惰性化などの弊害を生むことが多いのが理由である。

2) 公募委員の割合を高めてください。公募委員のレベルの向上を図るためにもまずは広く人材を求めることが必要である。

②市長への手紙、市民の声などへの対応が形式化してきているので、市長並びに担当部署は、着実に、誠実に、具体的な回答をするようにしてください。また、主な内容については公開してください。

2. 79p 市政情報の提供、情報発信について

①行政文書については、広い意味の情報公開の趣旨から、手続きや時間を要する情報公開手続き抛らず、有償を前提に「情報提供」の範囲を広くしてください。

②個人情報保護を口実に過度に公開不可、墨塗りが増加しているが、市民の知る権利を優先する趣旨を明記してください。たとえば、各審議会などの議事録の発言委員名、審議会委員名簿などは個人情報保護の対象ではないはずである。

3. 70p まちづくり活動支援について

①協働の名のもとに、自治会・町内会・ボランティア団体・NPOなどへの行政や企業の介入が懸念される場面が多くなっている。各団体の自主活動を妨げることのないよう配慮が必要である。現存の自治会の連合体や計画されている「まちづくり協議会」などが行政の下請けにならないような仕組みが必要となろう。

②コミュニティの自主的な活動の支援のための拠点確保のために自治会館、公民館の整備を明記する必要がある。駐車場等は高齢社会では必須なので、広い用地確保が必要であるが、新たな確保は難しいので、小中学校の空き教室、用地の活用をしやすいしてください。今は学校管理者・教育委員会のハードルが高い。

③コミュニティの情報発信・交流のための印刷室の整備が必要である。志津地区には、コピー機は利用できても、印刷となると登録が必要だったり、スペースがなかったりで、中央公民館のサポートセンターまで出向かなければならないのが現状である。

④コミュニティ活動の活発化にあたっては、公共施設への交通手段の安全確保が前提である。現在は公共交通機関と自家用車に限られるが、高齢社会においては、いわゆる無料ないしは低廉な価格によるコミュニティバスの運行が不可欠になろう。